

はらっぱ舎 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|------|-------------------------|
| 名 称 | 公益社団法人子ども情報研究センター |
| 所在地 | 大阪市港区波除4丁目1番37号 HRCビル5階 |
| 電話番号 | 06-4708-7087 |
| 代表者名 | 代表理事 九門りり子 田中文字子 南田安紀子 |

2 利用施設

| | | | |
|----------|---|---------|---------|
| 施設の種類 | 大阪市認可保育所 | | |
| 施設の名称 | はらっぱ舎 | | |
| 施設の所在地 | 大阪市港区市岡元町2丁目5番26号 | | |
| 連絡先 | 電話番号 06-4301-7010 FAX 06-4301-7010 | | |
| 管理者 | 施設長 橋本かおり | | |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満6歳未満の児童 | | |
| 認可定員 | 0歳児 4人 | 1歳児 7人 | 2歳児 7人 |
| | 3歳児 15人 | 4歳児 15人 | 5歳児 15人 |
| 利用定員 | 満1歳以上満6歳未満の児童 | | 56人 |
| | 満1歳未満の児童 | | 4人 |
| 開設年月日 | 2017年4月1日 | | |
| 施設・事業所番号 | 2710051005850 | | |
| ホームページ | http://www.kojoken.jp/ | | |

3 施設の目的・運営方針

はらっぱ舎（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|-----------------------|
| 園舎 | 構造 | 木造二階建て |
| | 延べ面積 | 239.53 m ² |
| 園庭 | | 26.97 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|--------|-----|----------------------|
| 保育室 | 6室 | 年齢別保育を実施する場合は可動柵で区切る |
| 調理室 | 1室 | |
| 調乳室 | 1室 | |
| 医務室 | 1室 | 事務室兼用 |
| 幼児用トイレ | 2室 | 沐浴設備あり |
| 多目的トイレ | 1室 | |
| 職員更衣室 | 1室 | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとします。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

2025年4月1日現在（予定）

| 職種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-----------|----------------------------------|----|----|-----|-------------|
| 園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1 | 1 | | |
| 主任 保育士 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 園長、主任の指示のもと、園児の保育をつかさどる。 | 17 | 7 | 8 | |
| 調理員 | 園長の指示のもと、安全でおいしい給食をつくる。 | 3 | 2 | 1 | 常勤職員は栄養士と兼務 |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|-------|----------------------|
| 園長 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00） |
| 栄養士 | 正規の勤務時間帯（7：30～16：30） |
| 調理員 | 正規の勤務時間帯（8：00～17：00） |

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時半から16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から7時半までおよび18時半から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|-------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 | |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 | |
| 3歳児 | | 11時半頃 | 15時頃 | |
| 4歳児 | | 12時頃 | 15時頃 | |
| 5歳児 | | 12時頃 | 15時頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

「食物アレルギー対応マニュアル」有

(4) 栄養士の配置状況

| 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導及び管理 | 1 | 1 | | |

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に入学するとき

- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

| | |
|-----------|------------------------|
| 医療機関の名称 | さかざきこどもクリニック |
| 医院長名又は医師名 | 山本百合 |
| 所在地 | 大阪市西区九条 1-27-6 九条ビル 3F |
| 電話番号 | 06-6584-4550 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人健港会なみよけ歯科医院 |
| 医院長名又は医師名 | 田村邦宏 |
| 所在地 | 大阪市港区波除 3 丁目 8-7 |
| 電話番号 | 06-6583-4182 |

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 無 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常用電源 無 ・その他 避難器具・消火器 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 無 ・スプリンクラー 無 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。 |

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------------|--|--|
| 当園 ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 南田 安紀子 ・解決責任者 橋本 かおり ・ご利用時間 7:30~18:30 ・電話番号 06-4301-7010 F A X 06-4301-7010 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | |
| | 第三者委員 | 上田大造 電話番号 06-6581-8613 一般財団法人大阪府人権協会 |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対するの保険の種類・内容・給付金額

当園では、以下の共済制度・保険に加入しています。

| | |
|------|---|
| 種類 | 災害共済給付制度・賠償責任保険 |
| 内容 | お子さまのケガ等には十分注意して保育は行いますが、万が一、ケガや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、当園が加入している共済給付制度、賠償責任保険の範囲内で補償させていただきます。補償内容は下記の通りです。 |
| 給付金額 | 身体障害 4,000万円~88万円 財物損壊 1事故/期間中 1千万円 負傷・疾病による医療費 医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10 |

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

| | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 0歳児 | 3人 | 2人 | 4人 |
| 1歳児 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 2歳児 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 3歳児 | 15人 | 12人 | 14人 |
| 4歳児 | 14人 | 14人 | 9人 |
| 5歳児 | 14人 | 13人 | 13人 |

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目 | 受審、実施状況 |
|-----------|---------|
| 第三者評価受審状況 | 受審していない |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施 |

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により適正な運営を行っていないとの勧告を受けた事実なし（したがって公表・公示された旨なし）

23 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|------------------------------|--|--|
| 入園時の備品 (必要となった際は 随時購入) | カラー帽子 乳児連絡帳 幼児シール帳・シール シーツ (希望者のみ) スモック (幼児希望者のみ) サインペン (4.5 歳児) サインペン単色 ミニ手帳 (幼児希望者のみ) | 1,200 円 450 円 760 円 大 2,400 円・小 2,100 円 2,100 円 (140 サイズ 2,300 円) 850 円 135 円/1 本 40 円 |
| 写真代 | インターネット販売を利用された場合、業者に直接支払い | |
| おむつ代 | 園の備品を利用した場合 | 50 円/枚 |
| 行事参加費用 | 遠足交通費 | 180 円程度 実費/1 回 500 円程度 実費/1 回 (バス遠足の場合) |
| 2 号子ども給食代 | 主食費 副食費 | 1,500 円/月 4,500 円/月 |
| 保険代 | 独立行政法人日本スポーツ 振興センター災害共済掛金 保護者負担 要保護児童保護者負担 | 250 円/年 30 円/年 |

2 時間外保育に係る利用者負担

- ①保育短時間認定に関わる時間外保育料 (朝 7:30~8:30、夕 16:30~18:30)
60 分 300 円/回
- ②保育標準時間認定に関わる時間外保育料 (朝 7:00~7:30、夕 18:30~19:00)
30 分 1,450 円/月
- ③その他の時間外保育料
10 分 150 円

※ 上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。